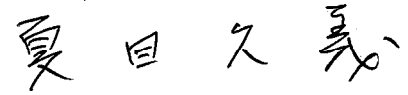


新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

新潟市教育委員会

教育長



新潟市教育委員会規則第 7 号

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成29年新潟市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号ア中「法律（」の次に「平成3年法律第110号。」を加える。

第21条を次のように改める。

（介護休暇及び介護時間）

第21条 介護休暇及び介護時間の単位等については、勤務時間条例が適用される職員の例による。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対して措置を講ずる期間）

第33条 教育職員勤務時間条例第9条の2において読み替えて準用する勤務時間条例第19条の2第2項の教育委員会規則で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。